



180 成功プログラム契約書

ご契約にあたって本書面の内容をよくお読みください。

「180成功プログラム」は「特定商取引に関する法律」（特定商取引法）第41条で定義される「特定継続的役務提供」に該当し、クーリングオフ制度（消費者保護の観点から契約を解除できる制度）により、第48条「特定継続的役務提供等契約の解除等」に従い、契約締結後、法令の定めにより、180 成功プログラム費用（税込）の支払日から8日以内であれば、書面または電磁的方法（電子メールの送付等）により、本契約を解除することができます。ご契約の解除は、その旨を明記した文面を弊社が確認した時点から効力が生じます。その場合、契約締結時にお支払い頂いた費用を返金いたします。尚、組戻・返金振込手数料はお客さまのご負担とさせていただきます。

_____**様**（以下「甲」という）と、180 合同会社（以下「乙」という）は、乙が提供し、甲が利用する 180 成功プログラム（以下「当サービス」という）について、特定商取引に関する法律及び関係諸法令に従って行うほか、次のとおり契約を締結する。

（目的）

- 第1条 乙は、甲が金融のプロと同等以上の投資が行えるように、実践ノウハウの情報提供と教育を目的としており、乙は甲に対して特定の投資対象・投資手法を推奨したり、投資判断の助言（投資助言・代理業）をするものではない。
- 第2条 資産運用は甲が行い、乙が取引の媒介・取次ぎ・代理（投資運用業）を行うものではない。
- 第3条 投資に関する最終的な判断および行動による損益・損害はすべて甲に帰属し、乙は一切の責任を負わない。

（契約）

- 第4条 本契約の有効期間は、ログイン ID&パスワード通達日から 2 カ月間とする。
- 第5条 本契約期間の失効後も、乙が甲に対して WEB 指導サービス（永久継続サポート）を継続して提供する場合は、本契約の目的（第 1 条～第 3 条）に従うものとする。乙が提供する教育指導サービスに対し、甲が素直に従わない場合、乙は甲の合意を得ることなく、永久継続サポートを強制的に解除することができる。
- 第6条 甲は付与されたログイン ID&パスワードを甲以外の第三者に貸与してはならない。乙が不正なアクセスやアクセスログを確認した場合、即時に本契約を解除する。尚、契約締結時の甲による支払い済み費用は一切返金されないものとする。

(費用及び支払方法)

第7条 本契約により甲が支払う費用は 394,020 円 (総額) とする。

第8条 費用の支払方法は、以下の銀行振込またはクレジットカード決済とする。

第9条 銀行振込手数料は甲が負担する。

銀行名	:	ゆうちょ銀行 (9900)	対応クレジットカード会社
支店名	:	〇二八 (ゼロ二八チ)	Visa
預金種目	:	普通預金	Mastercard
口座番号	:	5652482	American Express
口座名義	:	㊦I㊦㊦㊦ (ド	

(クーリングオフ条項)

第10条 甲は、本契約書面に記名&捺印後、法定の定めにより、ログイン ID&パスワード
通達日 (費用支払日) から 8日以内であれば、本契約を解除することができる。

第11条 契約の解除に伴い、乙が甲に支払う返金額は 394,020 円 (総額) とする。

第12条 銀行振込による返金振込手数料は甲が負担するものとする。

第13条 クレジットカード決済による組戻・返金振込手数料は甲が負担するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約に基づき提供する当サービスを通じて知りえた甲の個人情報及び
その他の事情については個人情報保護法に基づき個人情報の保護を厳守する。

(管轄裁判所・準拠法)

第15条 本契約から生ずる一切の紛争の裁判管轄は横浜地方裁判所に専属するものとする。

第16条 甲乙間に生じる一切の紛争の準拠法は日本法とする。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項が生じたとき、または本契約の解釈につき疑義が生じた
ときは、甲乙双方は善意と誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

本契約の証として本契約書を作成し、記名捺印のうえ甲乙各 1 通 (コピー) を保有する。

西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

契約締結 ・ 契約解除

(甲)

(乙)

住所

住所 〒247-0014 神奈川県横浜市栄区
公田町 873-5-112

氏名

㊦

180 合同会社 代表者名

㊦